

白井市災害時医療職等ボランティア要綱

令和7年1月30日制定

令和7年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、災害時医療職等ボランティア（以下「ボランティア」という。）を事前に登録することで、白井市地域防災計画に基づき、発災時に開設されるトリアージポスト（トリアージを行う場所）及び救護所（以下「救護所等」という。）において、被災した市民の生命と健康を守るための医療救護活動等（以下「被災時医療救護活動等」という。）を迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ボランティア 次のアからオまでに掲げる資格を有し、自発的な意思と善意によって、発災時に被災時医療救護活動等に当たる者をいう。
 - ア 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師
 - イ 歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師
 - ウ 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師
 - エ 薬剤師法(昭和35年法律第146号)に規定する薬剤師
 - オ 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師
 - カ 救急救命士法(平成3年法律第36号)に規定する救急救命士
- (2) トリアージ 通常の医療体制の能力を超えた多数の傷病者が発生した状況において、限られた人的・物的資源を最大限能率的に利用して最大多数の傷病者の生命を救うため、患者を外傷又は傷病の重傷度によって分類し、治療の優先順位を決めることをいう。

(活動内容)

第3条 ボランティアが行う被災時医療救護活動等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災傷病者のトリアージ業務又はトリアージ業務の補助
 - (2) 救護所等での被災傷病者の応急処置及び看護
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、被災時医療救護活動等に関し、市長が必要と認める活動（研修及び訓練等を含む。）
- 2 前項に規定する被災時医療救護活動等は、無償で行うものとする。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合は除く。

- 3 前項ただし書により支払いをする場合については、千葉県の定める基準による。

（活動期間）

第4条 ボランティアの活動期間は、災害時に最も混乱することが予想される発災後おおむね72時間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、活動期間を延長することができる。

（登録の申込み等）

第5条 この要綱に基づくボランティアとしての登録を希望する者は、白井市災害時医療職等ボランティア登録申込書（別記第1号様式）に第2条第1号に掲げるいずれかの資格を有することを証明する書類の写し及び本人であることを証明する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申込があった場合において、その適否を審査し、適当と認めるときは、白井市災害時医療職等ボランティア登録名簿（別記第2号様式）に登録するものとする。

（登録証の交付等）

第6条 市長は、前条第2項の規定により登録をした者（以下「登録者」という。）に対して、白井市災害時医療職等ボランティア登録証（別記第3号様式。以下「登録証」という。）を交付する。

- 2 登録者は、第3条に規定する被災時医療救援活動等を行う場合は、登録証を常に携帯し、本人確認等のために関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（登録期間）

第7条 登録者の登録期間は、前条第1項の規定による登録証を交付した日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 前項の登録期間は、第10条第2項の規定による登録の辞退又は同条第3項の規定による登録の抹消がされた場合を除き、さらに1年間期間の更新をするものとし、以後この例による。

（研修等の機会の提供）

第8条 市長は、登録者の被災時医療救護活動等に関する知識の向上を図るとともに、円滑な医療救援活動等に資するため、登録者に対し必要な情報及び研修等の機会の提供に努めるものとする。

(登録者の個人情報)

第9条 登録者に関する個人情報を第1条の目的を達成するため、本人の同意がある場合に限り、災害時の連絡及び被災時医療救護活動等に必要範囲内で他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

2 前項の個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の例による。

(登録の変更及び辞退等)

第10条 登録者は、登録内容に変更があるときは、白井市災害時医療職等ボランティア登録変更届(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、登録を辞退するときは、白井市災害時医療職等ボランティア登録辞退届(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、登録者がボランティアとして不相当と認めるときは、当該登録を抹消することができる。

4 前2項の規定により登録を辞退し、又は抹消された者は、直ちに登録証を市長に返還しなければならない。

(登録者に対する補償)

第11条 登録者の被災時医療救護活動等の活動中の事故等に対する補償については、白井市市民総合災害補償規則(平成13年規則第68号)の範囲内で行うものとする。

(医療紛争)

第12条 登録者の被災時医療救護活動等の活動において医療紛争が生じた場合は、直ちに市に連絡するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。